

補助金交付規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人市原市体育協会（以下「協会」という。）に加盟しているスポーツ・レクリエーション団体（以下「加盟団体」という。）及び市内のスポーツ振興のための事業を行うことを目的とする団体等（以下、加盟団体を含め「団体」という。）に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 加盟団体が実施する大会、合同練習、強化合宿及び市外遠征試合並びに招へい試合
- (2) 協会が特に必要と認める、加盟団体の保有する競技用具の整備事業
- (3) 加盟団体が実施する指導者養成に伴う各種研修会、講習会の開催
- (4) 協会が特に必要と認める、加盟団体の派遣事業

2 前項に定めるもののほか、定款第3条の目的達成のため、理事会において承認した事業に対して交付できるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他協会が必要とする書類

(交付の決定)

第4条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかわる書類及び内容について審査を行い、補助金を交付すべきものと認められるときは、予算の範囲内において、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請にかかわる事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第5条 理事長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書を補助金の交付を申請した団体に交付するものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は、概算払又は精算払の方法により行うものとする。

2 前条の規定により通知を受けた団体が補助金の交付を受けるときは、補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業が完了したときは、ただちに実績報告書に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施記録
- (3) その他協会が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第8条 理事長は、補助事業の完了又は中止・縮小にかかわる成果の報告を受けた場合は、報告書の書類審査等により、交付すべき額を確定し、当該団体に補助金交付確定通知書をもって通知するも

のとする。

(決定の取消)

第9条 理事長は、補助金の交付を受けた団体が、補助金の交付の決定内容に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消にかかわる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(検査等)

第11条 理事長は、補助金にかかわる事業の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、当該事業の執行状況を現地調査及び必要書類、帳簿等の関係資料の提出を求め、検査を行うことができる。

(事務の専決)

第12条 やむを得ない理由により、理事会を招集する時がないとき又は招集しても成立しないときは、第2条第2項の規定にかかわらず、理事長が専決することができる。

2 理事長は、前項の規定により専決した事項を次回の理事会において報告しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(補 則)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。